

平成27年9月7日  
高齢福祉部

世田谷区における指定認知症対応型通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針（骨子案）について

（要旨）指定認知症対応型通所介護事業所等において自主事業で宿泊サービスを提供する場合の人員、設備及び運営に関する指針を制定するに当たり、指針の骨子案を取りまとめたので、報告する。

## 1 主旨

世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例及び世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の一部改正により、利用者保護の観点から、指定認知症対応型通所介護事業所等で提供される宿泊サービスの実態を把握するための届出を導入するとともに、事故報告の仕組みを構築したところである。さらに、宿泊サービスの質を担保するという観点から、「世田谷区における指定認知症対応型通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針」（以下「指針」という。）を制定するに当たり、指針の骨子案を取りまとめたので、報告する。

## 2 指針の概要

### （1）人員関係

宿泊サービスを提供する時間帯を通じて、夜勤職員を常時1人以上確保するとともに、宿泊サービス従業者の中から責任者を定める。

### （2）設備関係

利用定員は、指定認知症対応型通所介護事業所等の運営規程に定める利用定員の2分の1かつ9人以下とする。また、宿泊室の床面積は1人当たり7.43平方メートル以上を確保するものとする。個室以外の宿泊室については、利用者のプライバシーが確保されるよう配慮する。

### （3）運営関係

利用者又はその家族に対して宿泊サービスの内容及び利用期間等について説明し、同意を得ること、利用者の病状に急変が生じた等の緊急時には、速やかに主治の医師等への連絡を行う等の必要な措置を講じること、事故発生時には、区、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うこと、事故の状況や処置についての記録、損害賠償を行うことなどを定める。

### 3 指針の骨子案

別紙「世田谷区における指定認知症対応型通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針（骨子案）」のとおり

### 4 区民意見募集の実施

- ・ 期間 平成27年10月1日（木）から10月22日（木）まで
- ・ 周知方法 ホームページ、広報紙、FAX情報便（事業者向け）
- ・ 内容 指針の骨子案について区民意見を募集する。

### 5 今後の予定

平成27年	9月	下旬	福祉保健常任委員会報告（骨子案）
平成27年	10月	1日	区民意見募集（10月22日まで）
平成27年	10月	下旬	地域密着型サービス運営委員会 委員意見聴取
平成27年	11月	5日	政策会議
平成27年	11月	月上旬	福祉保健常任委員会報告（区民意見募集結果・指針案） 地域保健福祉審議会報告
平成27年	12月	4日	施行（予定）

### 6 その他関連事項

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の公布を受けて改正された介護保険法により、通所介護のうち、利用定員が18名以下のものについては、平成28年4月より地域密着型通所介護事業所として位置付けられることとなった。地域密着型サービスの人員、設備、運営に関する基準については、厚生労働省令に基づき、区条例で定めていることから、厚生労働省令の公布後、世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の改正を行う。

条例改正に合わせ、「世田谷区における指定認知症対応型通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針」の対象事業所に地域密着型通所介護を追加するとともに、総合事業の通所型サービスの利用者を対象者に加える等、必要な改正を行う。